

環 管 - 5 1 4

令和2年12月16日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

かたつむり山発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書
に対する意見について（通知）

電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添のとおりです。

なお、関係市町村長である湯沢市長からの環境の保全の見地からの意見はありませんでした。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 桜庭、石田

電 話 0 1 8 - 8 6 0 - 1 6 0 1

F A X 0 1 8 - 8 6 0 - 3 8 8 1

かたつむり山発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 本事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

(2) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。

なお、対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）近隣には複数の住居が存在することから、工事中及び供用後に近隣の住民等から苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

ア 本事業で工事用道路として利用を予定している林道の起点付近には複数の住居が存在しており、当該林道は地下式管理用道路（以下「トンネル」という。）の新設に伴い発生する土砂や坑井の掘削に伴い発生する汚泥等の運搬のため、多数の工事用車両の走行が想定されていることから、工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。

このため、評価書においては、林道の起点付近に存在する住居近隣を予測地点として追加し、工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動による影響を適切に予測及び評価するとともに、当該結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずることにより、生活環境への影響を回避又は低減すること。

イ 実施区域の一部は複数の住居と隣接しており、当該住居近隣で予定されている解体工事等に伴い発生する騒音及び振動について、現況から大きく増加すると予測されていることから、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。

このため、住居近隣での工事の実施に当たっては、工法や使用する重機の見直し等により、生活環境への影響を回避又は低減すること。また、工事計画等について、事前に近隣住民に対し丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めるとともに、工事中は騒音、振動の監視を行い、影響が懸念される場合は追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 温泉

実施区域周辺には既存の温泉が多数存在し、一部の温泉では、本事業において熱水の還元を想定している地熱貯留層との繋がりが確認されていることから、本事業の実施による既存温泉への影響について、環境監視により適切に把握するとともに、監視結果については積極的に関係者へ情報提供すること。

(3) 動物

実施区域及びその周辺ではクマタカ、ハチクマ及びハイタカの複数の営巣が確認されており、本事業では大型重機を用いた発電所の造成工事のほか、トンネルの新設に伴う発破掘削工等が予定されていることから、工事の実施によるこれら希少猛禽類の繁殖等への影響が懸念される。

このため、工事用車両台数の平準化や低騒音・低振動型建設機械の採用等の環境保全措置の実施を徹底するとともに、騒音による影響が特に懸念されるトンネル坑口部の発破掘削工の実施に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、適切な時期・時間帯の設定やコンディショニングの実施等により、希少猛禽類の繁殖等への影響を回避又は低減するよう努めること。

また、工事の実施による希少猛禽類の繁殖等への影響について、適切に環境監視を行い、重大な影響が確認された場合は、複数の専門家等の助言を踏まえ、工事の一時中断等の追加的な環境保全措置を講ずること。